

タバコをやめよう（やめたい）とお考えの方へ



禁煙外来のご案内

§ 禁煙治療の概要

2006年4月から禁煙治療が保険適用されることになりました。これは喫煙を単なる習慣や嗜好と考えるのではなく、ニコチン依存症という病気としてとらえ、必要な治療を行うという考え方です。治療は一定の条件を満たした喫煙者なら、どなたでも受けることができます。

次の4つの条件を満たす方が禁煙治療の保険適用になります。

1. 直ちに禁煙をしようと考えている
2. 問診によりニコチン依存症と診断される
3. 喫煙本数と喫煙年数が基準を満たす（1日の喫煙本数×喫煙年数＝200以上）
4. 禁煙治療開始時、同意書にサインする

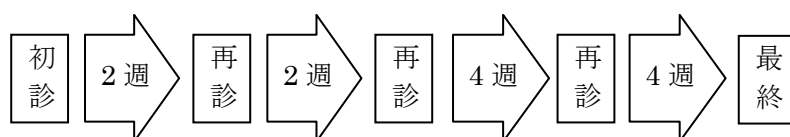
§ 禁煙治療について

§ 診察（完全予約制） 毎週水・土曜日の午前10：30～12：00
場所：2階 内科（健康増進外来）

§ お申し込み方法

- ①当院通院中の方は主治医までお申出ください。
- ②お電話による申し込みは地域連携室（06-6531-0819）まで

§ 診療内容について



- ① 問診・一酸化炭素濃度測定などにより、ニコチン依存症の程度を調べます
- ② ニコチンパッチや飲み薬の処方を行います
- ③ 日常生活における禁煙への進め方について相談に応じます

本人の意志の力だけで長期間の禁煙ができる喫煙者はごくわずかです。ニコチン依存症の治療にはニコチン代替療法（イライラや倦怠感などの離脱症状を抑制します）が有効です。この方法はニコチン依存度の高い人により効果があります。ぜひ禁煙に挑戦してください。